

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照表 目次

○ 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（第一条関係）	1
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係）	2
○ 学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）（第三条関係）	3
○ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）（第四条関係）	4
○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）（第五条関係）	5
○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第六条関係）	11
○ 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）（第七条関係）	12
○ 大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）（第八条関係）	22
○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（第九条関係）	26

改正案	現行
<p>（法第三百三十一条の政令で定める場合）</p> <p>第二十四条の三 法第三百三十一条の政令で定める場合は、次に掲げる場合（市町村の設置する専修学校にあつては、<u>第一号及び第二号に掲げる場合</u>）とする。</p> <p>一 専攻科を設置し、又は廃止しようとするとき。</p> <p>二 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。</p> <p>三 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。</p>	<p>（法第三百三十一条の政令で定める場合）</p> <p>第二十四条の三 法第三百三十一条の政令で定める場合は、市町村の設置する専修学校にあつては<u>第一号に掲げる場合とし、私立の専修学校にあつては第一号及び第二号に掲げる場合とする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>一 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。</p> <p>二 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。</p>

改正案	現行
<p>（学資金の貸与の要件） 第二百二十条の二（略）</p> <p>2 法第九十八条第一項に規定する政令で定める学位に相当するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 外国の学校の課程であつて、大学又は大学院の課程に相当するものとして防衛大臣が定める基準に該当するもの修了の地位</p> <p>二 学校教育法第二百二十五条第一項の規定により置かれる専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であるものに限る。）又は同法第二百二十五条の二第一項の規定により置かれる専修学校の専攻科の課程であつて、大学の課程に相当するものとして防衛大臣が定める基準に該当するもの修了の地位</p>	<p>（学資金の貸与の要件） 第二百二十条の二（略）</p> <p>2 法第九十八条第一項に規定する政令で定める学位に相当するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 外国において授与された学校の課程の修了に関する称号であつて、学士、修士又は博士に相当するものであると防衛大臣が認めるもの</p> <p>二 学校教育法第二百二十五条第一項に規定する専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であるものに限る。）を修了した者が称することができるものとして文部科学大臣の定める称号であつて、学士に相当するものであると防衛大臣が認めるもの</p>

改正案	現行
<p>（専修学校への準用）</p> <p>第十一条 第五条から第七条までの規定は、法第三十二条第三項において法第十八条及び第十九条の規定を専修学校に準用する場合について準用する。この場合において、第五条第二号中「法第二十条」とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第二十条」と、第六条第一項中「幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒」とあるのは「生徒」と読み替えるものとする。</p>	<p>（専修学校への準用）</p> <p>第十一条 第五条から第七条までの規定は、法第三十二条第三項において法第十八条及び第十九条の規定を専修学校に準用する場合について準用する。この場合において、第五条第二号中「法第二十条」とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第二十条」と、第六条第一項中「幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生」とあるのは「生徒」と読み替えるものとする。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第九十条第一項の政令で定める学生等） 第六条の六 法第九十条第一項に規定する生徒又は学生であつて政令で定めるものは、次に掲げる生徒又は学生とする。 一～七 （略） 八 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に在学する生徒又は学生</p>	<p>（法第九十条第一項の政令で定める学生等） 第六条の六 法第九十条第一項に規定する生徒又は学生であつて政令で定めるものは、次に掲げる生徒又は学生とする。 一～七 （略） 八 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に在学する生徒</p>
<p>九・十 （略）</p>	<p>九・十 （略）</p>

改正案	現行
<p>（貸付金額の限度）</p> <p>第七条 法第十六条に規定する母子福祉資金貸付金（以下単に「母子福祉資金貸付金」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第十三条第一項第二号に規定する資金（以下「母子修学資金」という。）イからニまでに掲げる母子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなつた配偶者のない女子が扶養している当該児童に係る母子修学資金については、当該就学期間中その額に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額（同法第五条の二の規定により児童扶養手当の額が改定されているときは、その額。以下同じ。）を加算した額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する児童（専修学校にあつては、専門課程又は専攻科の課程を履修する児童に限る。）に係る母子修学資金 就学期間中月額十万八千五百円（自宅外通学の児</p>	<p>（貸付金額の限度）</p> <p>第七条 法第十六条に規定する母子福祉資金貸付金（以下単に「母子福祉資金貸付金」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第十三条第一項第二号に規定する資金（以下「母子修学資金」という。）イからニまでに掲げる母子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなつた配偶者のない女子が扶養している当該児童に係る母子修学資金については、当該就学期間中その額に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額（同法第五条の二の規定により児童扶養手当の額が改定されているときは、その額。以下同じ。）を加算した額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する児童（専修学校にあつては、専門課程を履修する児童に限る。）に係る母子修学資金 就学期間中月額十万八千五百円（自宅外通学の児童にあつては、十</p>

童にあつては、十四万六千円)。ただし、当該児童が独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十七条の二第一項に規定する学資支給金(以下「学資支給金」という。)の支給又は大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号。第十一号ロただし書において「大学等修学支援法」という。)第四条第一項の規定による授業料の減免(以下「授業料減免」という。)を受けることができるときは、当該額から当該学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。第三十一条の五第三号ロただし書及び第三十六条第三号ロただし書において同じ。)との合計額に相当する額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

ハ・ニ (略)

四〇十 (略)

十一 第三条第十号に規定する資金(以下「母子就学支度資金」という。)
イからハまでに掲げる母子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 小学校若しくは中学校へ入学する児童又は高等学校若しくは専修学校(専門課程及び専攻科を除く。)
ヘ入学する児童(配偶者のない女子の二十歳以上である子等を含む。以下この号において同じ。)
ニに係る母子就学支度資金 十六万円(私立の高等学校又は専修学校の高等課程へ入学する児童にあつては、四十二万円)

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程及び専攻科

四万六千円)。ただし、当該児童が独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十七条の二第一項に規定する学資支給金(以下「学資支給金」という。)の支給又は大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号。第十一号ロただし書において「大学等修学支援法」という。)第四条第一項の規定による授業料の減免(以下「授業料減免」という。)を受けることができるときは、当該額から当該学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。第三十一条の五第三号ロただし書及び第三十六条第三号ロただし書において同じ。)との合計額に相当する額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

ハ・ニ (略)

四〇十 (略)

十一 第三条第十号に規定する資金(以下「母子就学支度資金」という。)
イからハまでに掲げる母子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 小学校若しくは中学校へ入学する児童又は高等学校若しくは専修学校(専門課程を除く。)
ヘ入学する児童(配偶者のない女子の二十歳以上である子等を含む。以下この号において同じ。)
ニに係る母子就学支度資金 十六万円(私立の高等学校又は専修学校の高等課程へ入学する児童にあつては、四十二万円)

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程に限る。以

に限る。以下口において同じ。)へ入学する児童に係る母子就学支度資金 四十三万円(私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童にあつては、五十九万円)。ただし、当該児童が大学等修学支援法第四条第一項の規定による入学金の減免(以下「入学金減免」という。)を受けることができるときは、当該額から当該入学金減免の額に相当する額を控除した額

ハ (略)

十二 (略)

(貸付金額の限度)

第三十一条の五 法第三十一条の六第六項に規定する父子福祉資金貸付金(以下単に「父子福祉資金貸付金」という。)の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第三十一条の六第一項第二号に規定する資金(以下「父子修学資金」という。)イからニまでに掲げる父子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなった配偶者のない男子が扶養している当該児童に係る父子修学資金については、当該就学期間中その額に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額を加算した額

イ (略)

以下口において同じ。)へ入学する児童に係る母子就学支度資金 四十三万円(私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童にあつては、五十九万円)。ただし、当該児童が大学等修学支援法第四条第一項の規定による入学金の減免(以下「入学金減免」という。)を受けることができるときは、当該額から当該入学金減免の額に相当する額を控除した額

ハ (略)

十二 (略)

(貸付金額の限度)

第三十一条の五 法第三十一条の六第六項に規定する父子福祉資金貸付金(以下単に「父子福祉資金貸付金」という。)の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第三十一条の六第一項第二号に規定する資金(以下「父子修学資金」という。)イからニまでに掲げる父子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなった配偶者のない男子が扶養している当該児童に係る父子修学資金については、当該就学期間中その額に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額を加算した額

イ (略)

ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する児童（専修学校にあつては、専門課程又は専攻科の課程を履修する児童に限る。）に係る父子修学資金 就学期間月額十万八千五百円（自宅外通学の児童にあつては、十四万六千円）。ただし、当該児童が学資支給金の支給又は授業料減免を受けることができるときは、当該額から当該学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ハ・ニ（略）

四〇十（略）

十一 第三十一条第十号に規定する資金（以下「父子就学支度資金」という。）イからハまでに掲げる父子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 小学校若しくは中学校へ入学する児童又は高等学校若しくは専修学校（専門課程及び専攻科を除く。）へ入学する児童（配偶者のない男子の二十歳以上である子等を含む。以下この号において同じ。）に係る父子就学支度資金 十六万円（私立の高等学校又は専修学校の高等課程へ入学する児童にあつては、四十二万円）

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程及び専攻科に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学する児童に係る父子就学支度資金 四十三万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童にあつては、五十九万円）。ただし、当該児童が入学金減免を受けることができるときは、当該額から当該入学金

ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する児童（専修学校にあつては、専門課程を履修する児童に限る。）に係る父子修学資金 就学期間月額十万八千五百円（自宅外通学の児童にあつては、十四万六千円）。ただし、当該児童が学資支給金の支給又は授業料減免を受けることができるときは、当該額から当該学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ハ・ニ（略）

四〇十（略）

十一 第三十一条第十号に規定する資金（以下「父子就学支度資金」という。）イからハまでに掲げる父子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 小学校若しくは中学校へ入学する児童又は高等学校若しくは専修学校（専門課程を除く。）へ入学する児童（配偶者のない男子の二十歳以上である子等を含む。以下この号において同じ。）に係る父子就学支度資金 十六万円（私立の高等学校又は専修学校の高等課程へ入学する児童にあつては、四十二万円）

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学する児童に係る父子就学支度資金 四十三万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童にあつては、五十九万円）。ただし、当該児童が入学金減免を受けることができるときは、当該額から当該入学金減免の額に

減免の額に相当する額を控除した額

ハ (略)

十二 (略)

(貸付金額の限度)

第三十六条 法第三十二条第六項に規定する寡婦福祉資金貸付金(以下単に「寡婦福祉資金貸付金」という。)の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第三十二条第一項第二号に規定する資金(以下「寡婦修学資金」という。) イからニまでに掲げる寡婦修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ (略)

ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する寡婦の被扶養者(専修学校にあつては、専門課程又は専攻科の課程を履修する寡婦の被扶養者に限る。)に係る寡婦修学資金 就学期間中月額十万八千五百円(自宅外通学の寡婦の被扶養者にあつては、十四万六千円)。ただし、当該寡婦の被扶養者が学資支給金の支給又は授業料減免を受けることができるときは、当該額から当該学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額に相当する額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

ハ・ニ (略)

四〇十 (略)

相当する額を控除した額

ハ (略)

十二 (略)

(貸付金額の限度)

第三十六条 法第三十二条第六項に規定する寡婦福祉資金貸付金(以下単に「寡婦福祉資金貸付金」という。)の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第三十二条第一項第二号に規定する資金(以下「寡婦修学資金」という。) イからニまでに掲げる寡婦修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ (略)

ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する寡婦の被扶養者(専修学校にあつては、専門課程を履修する寡婦の被扶養者に限る。)に係る寡婦修学資金 就学期間中月額十万八千五百円(自宅外通学の寡婦の被扶養者にあつては、十四万六千円)。ただし、当該寡婦の被扶養者が学資支給金の支給又は授業料減免を受けることができるときは、当該額から当該学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額に相当する額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

ハ・ニ (略)

四〇十 (略)

十一 第三十二条第八号に規定する資金（以下「寡婦就学支度資金」という。） イからハまでに掲げる寡婦就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 高等学校又は専修学校（専門課程及び専攻科を除く。）へ入学する寡婦の被扶養者に係る寡婦就学支度資金 十六万円（私立の高等学校又は専修学校の高等課程へ入学する寡婦の被扶養者にあつては、四十二万円）

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程及び専攻科に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学する寡婦の被扶養者に係る寡婦就学支度資金 四十三万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する寡婦の被扶養者にあつては、五十九万円）。

ただし、当該寡婦の被扶養者が入学金減免を受けることができるときは、当該額から当該入学金減免の額に相当する額を控除した額

ハ (略)

十二 (略)

十一 第三十二条第八号に規定する資金（以下「寡婦就学支度資金」という。） イからハまでに掲げる寡婦就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 高等学校又は専修学校（専門課程を除く。）へ入学する寡婦の被扶養者に係る寡婦就学支度資金 十六万円（私立の高等学校又は専修学校の高等課程へ入学する寡婦の被扶養者にあつては、四十二万円）

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学する寡婦の被扶養者に係る寡婦就学支度資金 四十三万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する寡婦の被扶養者にあつては、五十九万円）。

ただし、当該寡婦の被扶養者が入学金減免を受けることができるときは、当該額から当該入学金減免の額に相当する額を控除した額

ハ (略)

十二 (略)

改正案	現行
<p>（保険業の定義から除外されるもの）</p> <p>第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 一の専修学校（学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。）、一の各種学校（同法第三百三十四條第一項に規定する各種学校のうち、内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は一の専修学校若しくは各種学校の学生若しくは生徒（各種学校の生徒にあつては、内閣府令で定める者）に限る。以下この号及び次号において同じ。）が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの</p> <p>八・九 （略）</p>	<p>（保険業の定義から除外されるもの）</p> <p>第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 一の専修学校（学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。）、一の各種学校（同法第三百三十四條第一項に規定する各種学校のうち、内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は一の専修学校若しくは各種学校の生徒（各種学校にあつては内閣府令で定めるもの）に限る。以下この号及び次号において同じ。）が構成する団体がその生徒を相手方として行うもの</p> <p>八・九 （略）</p>

備考 一～四 (略) 五 「専修学校」は、専門課程及び専攻科に限る。 六・七 (略)	(略)	(略)	(略)
	号の表及び第二項第一号の表において同じ。)が設置する専修学校		
	(略)	(略)	、〇〇〇円 、四〇、〇〇〇円又は 五一、〇〇〇円
2 (略)	3 大学、高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)又は第一項の表備考第五号に規定する専修学校(以下「貸与対象専修学校」という。)	に在学する者のうち、その者の生計維持者の所得が文部科学大臣の認可を受けて独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の定める額以上であるものに対する第一種学資貸与金の月額については、同表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(そのうち最も高い額を除く。)のうち貸与を受ける学生が選択する額とする。	
4 大学又は貸与対象専修学校において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者(次条において「特定通信教育受講者」	4 大学又は貸与対象専修学校において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者(次条において「特定通信教育受講者」		

備考 一～四 (略) (新設) 五・六 (略)	(略)	(略)	(略)
	号の表及び第二項第一号の表において同じ。)が設置する専修学校 (専門課程に限る。附則第十一条第一項を除き、以下同じ。)		
	(略)	(略)	、〇〇〇円 、四〇、〇〇〇円又は 五一、〇〇〇円
2 (略)	3 大学、高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)又は専修学校に在学する者のうち、その者の生計維持者の所得が文部科学大臣の認可を受けて独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の定める額以上であるものに対する第一種学資貸与金の月額については、第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(そのうち最も高い額を除く。)のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。	4 大学又は専修学校において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者(次条において「特定通信教育受講者」という。	
4 大学又は専修学校において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者(次条において「特定通信教育受講者」という。	4 大学又は専修学校において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者(次条において「特定通信教育受講者」という。		

という。)に対する第一種学資貸与金の額については、第一項の表大学の項下欄若しくは専修学校の項下欄又は前項の規定にかかわらず、その年当たりの合計額が八八、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して機構の定める額とする。

(学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額)

第一条の二 大学、高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)又は貸与対象専修学校に在学する者(特定通信教育受講者であるものを除く。)(のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金(以下単に「学資支給金」という。)(の支給又は大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号。以下「支援法」という。)(第四条第一項の規定による授業料の減免(次項において「授業料減免」という。)(を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とする。)(又は当該控除した額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生が選択する額とする。

一 当該学生につき第八条の二第一項から第四項までの規定により算定される学資支給金の額(当該学生が通信による教育を受ける者である場合には、当該額を十二で除した額(その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額))

一)に対する第一種学資貸与金の額については、第一項の表大学の項下欄若しくは専修学校の項下欄又は前項の規定にかかわらず、その年当たりの合計額が八八、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して機構の定める額とする。

(学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額)

第一条の二 大学、高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)又は専修学校に在学する者(特定通信教育受講者であるものを除く。)(のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金(以下単に「学資支給金」という。)(の支給又は大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号。以下「支援法」という。)(第四条第一項の規定による授業料の減免(次項において「授業料減免」という。)(を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とする。)(又は当該控除した額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

一 当該学生又は生徒につき第八条の二第一項から第四項までの規定により算定される学資支給金の額(当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、当該額を十二で除した額(その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額))

二 当該学生につき大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。次項第二号において「支援法施行令」という。）第二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額（当該学生が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。）（当該学生に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号ロからニまでに掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に同号ロからニまでに定める割合を乗じた額）を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

2 (略)

(第二種学資貸与金の貸与並びにその額及び利率)

第二条 法第十四条第一項の第二種学資貸与金（以下単に「第二種学資貸与金」という。）の月額は、次の各号に掲げる学校に在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）について、それぞれ当該各号に定める額のうち貸与を受ける学生が選択する額とし、その利率は、年三パーセントとする。

一〜三 (略)

四 貸与対象専修学校 二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇

〇円、五〇、〇〇〇円、六〇、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇

〇〇円、九〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円、一一〇、〇〇〇円又は

二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。次項第二号において「支援法施行令」という。）第二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。）（当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号ロからニまでに掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に同号ロからニまでに定める割合を乗じた額）を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

2 (略)

(第二種学資貸与金の貸与並びにその額及び利率)

第二条 法第十四条第一項の第二種学資貸与金（以下単に「第二種学資貸与金」という。）の月額は、次の各号に掲げる学校に在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）について、それぞれ当該各号に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年三パーセントとする。

一〜三 (略)

四 専修学校 二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五

〇、〇〇〇円、六〇、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、

九〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円、一一〇、〇〇〇円又は一二〇、

一二〇、〇〇〇円

2 (略)

3 第一項各号に掲げる学校（以下この項及び次条第一項において「貸与対象校」という。）に在学する者が当該貸与対象校に入学した月又は当該貸与対象校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定により設置されたものに限る。同条第一項において「貸与対象日本校」という。）に在学する者が外国の大学若しくは大学院に留学した月に貸与される第二種学資貸与金の月額については、前二項の規定にかかわらず、第一項の場合にあつては同項各号に定める額のうち学生が選択する額に、前項の場合にあつては同項の表の中欄に掲げる機構の定める額（その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択する額）に、それぞれ一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円又は五〇〇、〇〇〇円（貸与を受ける学生が当該入学をした月に当該留学をした場合においては、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円、五〇〇、〇〇〇円、六〇〇、〇〇〇円、七〇〇、〇〇〇円、八〇〇、〇〇〇円、九〇〇、〇〇〇円又は一、〇〇〇、〇〇〇円）のうち貸与を受ける学生が選択する額を加えた額とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり次の算式により算定した利率とする。

$$\text{利率（パーセント）} = \frac{C \times 3 + (D - C) \times r}{D}$$

〇〇〇円

2 (略)

3 第一項各号に掲げる学校（以下この項及び次条第一項において「貸与対象校」という。）に在学する者が当該貸与対象校に入学した月又は当該貸与対象校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定により設置されたものに限る。同条第一項において「貸与対象日本校」という。）に在学する者が外国の大学若しくは大学院に留学した月に貸与される第二種学資貸与金の月額については、前二項の規定にかかわらず、第一項の場合にあつては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択する額に、前項の場合にあつては同項の表の中欄に掲げる機構の定める額（その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択する額）に、それぞれ一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円又は五〇〇、〇〇〇円（貸与を受ける学生又は生徒が当該入学をした月に当該留学をした場合においては、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円、五〇〇、〇〇〇円、六〇〇、〇〇〇円、七〇〇、〇〇〇円、八〇〇、〇〇〇円、九〇〇、〇〇〇円又は一、〇〇〇、〇〇〇円）のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額を加えた額とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり次の算式により算定した利率とする。

$$\text{利率（パーセント）} = \frac{C \times 3 + (D - C) \times r}{D}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

C 第一項の場合にあつては同項各号に定める額のうち学生が選択した額、前項の場合にあつては同項の表の備考に規定するAの額

D 第一項の場合にあつては同項各号に定める額のうち学生が選択した額に、前項の場合にあつては同項の表の中欄に掲げる機構の定める額（その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択した額）に、それぞれ貸与を受ける学生がこの項の規定により選択した額を加えた額

r 年三パーセントを超える利率で機構の定める利率に相当する数

（第一種学資貸与金に併せて貸与する第二種学資貸与金の額及び利率）

第三条 法第十四条第五項の規定により第一種学資貸与金に併せて貸与する第二種学資貸与金については、月額第二種学資貸与金（貸与対象校に在学する者に対し、機構の定める期間において毎月貸与する第二種学資貸与金をいう。次項において同じ。）又は一時金額第二種学資貸与金（貸与対象校に入学した者に対しその入学の際に一時金として貸与する第二種学資貸与金及び貸与対象日本校に在学する者に対しその者が外国の大学又は大学院に留学する際に一時金として貸与する第二種学資貸与金をいう。第三項において同じ。）のうち、貸与を受ける学生が機構の定めるところにより選択するいずれか一の第二種学資貸与金とする。

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

C 第一項の場合にあつては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額、前項の場合にあつては同項の表の備考に規定するAの額

D 第一項の場合にあつては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額に、前項の場合にあつては同項の表の中欄に掲げる機構の定める額（その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択した額）に、それぞれ貸与を受ける学生又は生徒がこの項の規定により選択した額を加えた額

r 年三パーセントを超える利率で機構の定める利率に相当する数

（第一種学資貸与金に併せて貸与する第二種学資貸与金の額及び利率）

第三条 法第十四条第五項の規定により第一種学資貸与金に併せて貸与する第二種学資貸与金については、月額第二種学資貸与金（貸与対象校に在学する者に対し、機構の定める期間において毎月貸与する第二種学資貸与金をいう。次項において同じ。）又は一時金額第二種学資貸与金（貸与対象校に入学した者に対しその入学の際に一時金として貸与する第二種学資貸与金及び貸与対象日本校に在学する者に対しその者が外国の大学又は大学院に留学する際に一時金として貸与する第二種学資貸与金をいう。第三項において同じ。）のうち、貸与を受ける学生又は生徒が機構の定めるところにより選択するいずれか一の第二種学資貸与金とする。

2 (略)

3 一時金額第二種学資貸与金の額は、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円又は五〇〇、〇〇〇円(貸与を受ける学生が当該入学をした月に当該留学をした場合においては、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円、五〇〇、〇〇〇円、六〇〇、〇〇〇円、七〇〇、〇〇〇円、八〇〇、〇〇〇円、九〇〇、〇〇〇円又は一、〇〇〇、〇〇〇円)のうち貸与を受ける学生が選択する額とし、その利率は、年三パーセントを超える利率で機構の定める利率とする。

(学資貸与金の返還期限の猶予)

第六条 法第十五条第二項の政令で定める事由は、大学、大学院、高等専門学校又は貸与対象専修学校に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があることとする。

(学資支給金の額)

第八条の二 学資支給金の月額は、学資支給金を受ける者(以下「支給対象者」という。)に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第二号から第四号までに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額)とする。
一 一〇〇円未満 次の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

区	分	月額
---	---	----

2 (略)

3 一時金額第二種学資貸与金の額は、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円又は五〇〇、〇〇〇円(貸与を受ける学生又は生徒が当該入学をした月に当該留学をした場合においては、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円、五〇〇、〇〇〇円、六〇〇、〇〇〇円、七〇〇、〇〇〇円、八〇〇、〇〇〇円、九〇〇、〇〇〇円又は一、〇〇〇、〇〇〇円)のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年三パーセントを超える利率で機構の定める利率とする。

(学資貸与金の返還期限の猶予)

第六条 法第十五条第二項の政令で定める事由は、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があることとする。

(学資支給金の額)

第八条の二 学資支給金の月額は、学資支給金を受ける者(以下「支給対象者」という。)に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第二号から第四号までに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額)とする。
一 一〇〇円未満 次の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

区	分	月額
---	---	----

備考	(略)	(略)	(略)
	専修学校 、国立大学法人又は地方独立行政 法人が設置する専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人 のとき	自宅通学 二九、二〇 〇円
	(略)	自宅外通 学のとき	六六、七〇 〇円

備考
一・二 (略)
三 「専修学校」は、専門課程及び支援法第二条第二項に規定する専修学校の専攻科に限る(以下この条において同じ。)

二〇四 (略)

二〇五 (略)

(学資支給金の支給の期間)

第八条の三 機構は、次の各号に掲げる者に該当する支給対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとする。

一 過去に学資支給金の支給を受けたことがない者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数(支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科、高等専門学校の専攻科又は専修学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない

備考	(略)	(略)	(略)
	専修学校 、国立大学法人又は地方独立行政 法人が設置する専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人 のとき	自宅通学 二九、二〇 〇円
	(略)	自宅外通 学のとき	六六、七〇 〇円

備考
一・二 (略)
(新設)

二〇四 (略)

二〇五 (略)

(学資支給金の支給の期間)

第八条の三 機構は、次の各号に掲げる者に該当する支給対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとする。

一 過去に学資支給金の支給を受けたことがない者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数(支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令

範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の専門課程の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。）

二 (略)

附則

(第二種学資貸与金の利率の特例)

第二条 第二種学資貸与金に係る第二条及び第三条第三項の規定の適用については、当分の間、第二条第一項中「年三パーセント」とあるのは「年三パーセント（法第十九条第一項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であつて文部科学省令で定めるもののうち、貸与を受ける学生が選択した方法により算定した利率が年三パーセント未満の場合にあつては、当該利率）」と、同条第二項の表利率の欄中「3」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率（パーセント）」に相当する数」と、同表備考中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率」と、同条第三項に掲げる算式中「3」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率（パーセント）」に相当する数」と、同項の備考中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率」と、第三条第三項中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定によ

で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。）

二 (略)

附則

(第二種学資貸与金の利率の特例)

第二条 第二種学資貸与金に係る第二条及び第三条第三項の規定の適用については、当分の間、第二条第一項中「年三パーセント」とあるのは「年三パーセント（法第十九条第一項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であつて文部科学省令で定めるもののうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択した方法により算定した利率が年三パーセント未満の場合にあつては、当該利率）」と、同条第二項の表利率の欄中「3」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率（パーセント）」に相当する数」と、同表備考中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率」と、同条第三項に掲げる算式中「3」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率（パーセント）」に相当する数」と、同項の備考中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率」と、第三条第三項中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の

2
(略)
り読み替えられた前条第一項に規定する利率」とする。

2
(略)
規定により読み替えられた前条第一項に規定する利率」とする。

<p>備考</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 専修学校の項及び次号において「<u>専門課程</u>」には、法第二条第二項に規定する専修学校の専攻科を含む。</p> <p>六 専修学校の項において「<u>夜間課程</u>」とは、夜間において授業を行う専修学校の<u>専門課程</u>をいう。</p> <p>七 第一号の夜間学部、第三号の夜間学科及び前号の夜間課程には</p>	<p>私立の専修学校</p>	<p>十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、国立大学法人又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)が設置する専修学校</p>	<p>程を除く</p>	○円	円	
				夜間課程	○円	円
				専門課程(夜間課程を除く)	○円	円
				夜間課程	○円	円

<p>備考</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 専修学校の項において「<u>夜間学科</u>」とは、夜間において授業を行う学科をいう。</p> <p>六 第一号の夜間学部、第三号の夜間学科及び前号の夜間学科には</p>	<p>私立の専修学校</p>	<p>十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、国立大学法人又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)が設置する専修学校(専門課程に限る。以下同じ。)</p>	<p>除く。)</p>	○円	円	
				夜間学科	○円	円
				学科(夜間学科を除く。)	○円	円
				夜間学科	○円	円

、いずれも昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うものを含まない。

二 (略)

2 (略)

3 大学の学部、短期大学の学科（法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科を含む。）又は専修学校の専門課程（同項に規定する専修学校の専攻科を含む。）において通信による教育を受ける授業料等減免対象者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「次の表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額」とあるのは「一三〇、〇〇〇円を超える場合には、一三〇、〇〇〇円」と、「同表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額」とあるのは「三〇、〇〇〇円を超える場合には、三〇、〇〇〇円」とする。

（授業料減免の期間等）

第三条 確認大学等の設置者は、次の各号に掲げる者に該当する授業料等減免対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、授業料減免を行うものとする。

一 過去に授業料減免を受けたことがない者 当該授業料等減免対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科、高等専門学校）の専攻科又は専修学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範

、いずれも昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うものを含まない。

二 (略)

2 (略)

3 大学の学部、短期大学の学科（法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科を含む。）又は専修学校において通信による教育を受ける授業料等減免対象者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「次の表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額」とあるのは「一三〇、〇〇〇円を超える場合には、一三〇、〇〇〇円」と、「同表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額」とあるのは「三〇、〇〇〇円を超える場合には、三〇、〇〇〇円」とする。

（授業料減免の期間等）

第三条 確認大学等の設置者は、次の各号に掲げる者に該当する授業料等減免対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、授業料減免を行うものとする。

一 過去に授業料減免を受けたことがない者 当該授業料等減免対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令で

2 (略)	<p>二 (略)</p> <p>困で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の<u>専門課程</u>の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。</p>
2 (略)	<p>二 (略)</p> <p>定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。</p>

○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（第九条関係）

※現行は文部科学省組織令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百十二号）による改正後のもの（令和七年十月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（初等中等教育局の所掌事務）</p> <p>第五条 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 生徒の奨学に関する事。</p> <p>十六～二十八 （略）</p> <p>（高等教育局の所掌事務）</p> <p>第六条 高等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 学生の奨学並びに学生及び生徒の厚生及び補導に関する事。</p> <p>八～三十 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（参事官の職務）</p> <p>第四十二条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（初等中等教育局の所掌事務）</p> <p>第五条 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関する事。</p> <p>十六～二十八 （略）</p> <p>（高等教育局の所掌事務）</p> <p>第六条 高等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 学生及び生徒の奨学、厚生及び補導（生徒の奨学にあつては、専修学校の専門課程の生徒に係るものに限る。）に関する事。</p> <p>八～三十 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（参事官の職務）</p> <p>第四十二条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

<p>一・二 (略)</p> <p>三 生徒の奨学に関する事 四〇十三 (略)</p> <p>(学生支援課の所掌事務)</p> <p>第四十八条 学生支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 学生の奨学に関する事</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 生徒(専修学校の専門課程の生徒を除く。)の奨学に関する事 四〇十三 (略)</p> <p>(学生支援課の所掌事務)</p> <p>第四十八条 学生支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 学生及び生徒(専修学校の専門課程の生徒に限る。)の奨学に関する事</p> <p>二・三 (略)</p>
---	---